

東京藝術大学 “小規模工事見積書の徴取” 実施のお知らせ

目的：東京藝術大学が発注する一定規模以上の小規模工事の見積書の徴取方法を定めることにより、契約に係る透明性の確保及び予算の適正かつ効率的な執行に資することを目的としています。

実施時期：平成29年4月1日より実施

実施内容：1. 「小規模工事見積書の徴取のお知らせ」を東京藝術大学ホームページに掲載いたしますので、随時確認願います。

(<https://www.geidai.ac.jp/general/procurement/construction>)

※「小規模工事見積書の徴取のお知らせ」は、ホームページに5日間以上（土、日、祝日、年末年始を除く）掲載するものとします。

○「小規模工事見積書の徴取のお知らせ」掲載内容

1) 「小規模工事見積書の徴取」情報

- 工事名称
- 建設工事競争参加工種
- 契約担当部署
- 施設契約担当者、工事担当者
- 現場説明会の有無
- 見積書提出期限
- 見積書提出先
- 見積書徴取期間
- その他

2) 特記仕様書、図面

2. 「小規模工事見積書の徴取」参加業者で現場説明会に参加する業者は、事前に工事担当者まで連絡していただき、現場説明に参加してください。

3. 「小規模工事見積書の徴取」参加業者は、見積書提出期限までに、小規模工事見積書を電子メール又は書面にて提出してください。

(sisetsu@ml.geidai.ac.jp)

ただし、書面により提出する場合は、FAX 送信後、本紙を施設課施設企画係施設契約担当宛てに郵送してください。

(FAX 03-5685-7762 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8)

○内訳明細付見積書記載内容

- 1) 工事名称
- 2) 完成期限
- 3) 見積価格（見積価格には消費税を含まないこと）
- 4) 工事費内訳明細
- 5) 建設業許可番号
- 6) 建設工事の競争参加資格
- 7) 連絡先名称
- 8) 連絡先氏名
- 9) 連絡先電話番号
- 10) 見積書の提出に必要な資格を有するものであること

4. 「見積書徴取結果一覧表」は、東京藝術大学ホームページにて掲載します。

5. 決定請負業者には、施設課施設企画係施設契約担当より連絡させていただき、契約手続き後、現場施工を実施していただきます。

東京藝術大学 “小規模工事見積書の徴取” の流れ

「小規模工事見積書の徴取のお知らせ」を東京藝術大学ホームページに掲載します。

(<https://www.geidai.ac.jp/general/procurement/construction>)

※掲載内容

- 1) 「小規模工事見積書の徴取」情報【工事名称、建設工事競争参加工種、担当部署、担当者、連絡先、現場説明会の有無、見積書提出期限、見積書提出先、見積書徴取期間（5日間以上（土、日、祝日、年末年始を除く）】
- 2) 特記仕様書、図面

現場説明会に参加（実施する場合のみ）

見積価格には、消費税を含まないこと

「小規模工事見積書の徴取」参加者は、提出期限小規模工事見積書を電子メール又は書面により提出してください。

(sisetsu@ml.geidai.ac.jp)

ただし、書面により提出する場合は、FAX 送信後、本紙を施設課施設企画係施設契約担当宛てに郵送してください。

(FAX 03-5685-7762 〒110-8714 東京藝術大学施設課施設契約担当宛て)

決定請負業者に施設課施設企画係施設契約担当より連絡いたします。

工事請負契約手続き

工事現場施工

○工事請負業者の決定方法

1. 提出された見積書で最低の価格をもって有効な見積を行った者を工事請負業者とします。
ただし、工事請負業者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって見積した者を工事請負業者とすることがあります。
2. 見積額が同額の場合は、くじ引きにより工事請負業者を決定いたします。

○見積書の提出に必要な資格

見積書を提出することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 契約規則第2条及び第3条の規定に該当しないものであること
- ② 文部科学省または本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要項」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ④ 工事の性質により、競争参加資格を要求する場合は次に掲げる資格を有すること。
文部科学省における工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされているものまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。